平成２３年（フ）第２１号
宮崎県日南市中平野２丁目11番４―26号
債務者　宮野タミ子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
宮崎県都城市太郎坊町2047番地２
債務者　清藤奈々美（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５３号
石川県小松市園町ホ176番地１　セジュールシュミネ105号
債務者　後藤　吉長
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５４号
石川県小松市園町ホ176番地１　セジュールシュミネ105号
債務者　後藤さゆり
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２９号
福井県小浜市山手２丁目２番４号
債務者　奥村　康弘
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１３号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須937番地の１
西伊豆町営住宅山下住宅
債務者　小笠原君子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２０号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬575番地の20
コーポ伊豆102
債務者　鈴木　照日
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２２号
静岡県下田市白浜2401番地の３
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１０１６号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘Ｓ６棟101号
債務者　古賀　和雄
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３４号
名古屋市名東区宝が丘153番地　エボルシオン東光Ｂ101号
債務者　早瀬　愛代
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目68　第三山下ハイツ202号室、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区中島1130番地１　市住１―20
債務者　大北　正秀
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市青山６丁目39番２―502号プレステージ姫路青山Ⅱ
債務者　吉野　和美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４号
兵庫県佐用郡佐用町乃井野33番地１
債務者　平山　壽男
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第９７号
山口県下関市筋ヶ浜町12番７号
債務者　川本　義一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
高知市永国寺町３番２号
債務者　坂本　義光
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２５号
高知市城山町12番地８　町田コーポ２Ｆ東
債務者　中西麻佐代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４１号
高知市桜井町１丁目11番15号　ジョワメルシー402号
債務者　川竹　理佐
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係